



静岡労働局発表
令和3年11月19日

【担当】静岡労働局 労働基準部賃金室
室長 松下 晴美
賃金指導官 工藤 宏
(電話) 054-254-6315

令和3年度静岡県特定最低賃金が
12月20日(月)から改正されます
4業種について18円~19円引き上げ

静岡労働局長(石丸 哲治)は、静岡県地方最低賃金審議会(会長 畑 隆)から答申を受けた特定最低賃金に関し、静岡県特定最低賃金改正答申一覧表(下表)のとおり改正決定し、11月19日に官報公示を行いました。

「特定最低賃金」とは、静岡県最低賃金(時間額913円)より金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認められた産業について設定されている最低賃金です。

【静岡県特定最低賃金改正答申一覧表】

特定最低賃金	改正金額 (時間額)	現行金額 (時間額)	引上げ額	効力発生日
タイヤ・チューブ、ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業最低賃金	915円	897円 ()	18円	令和3年 12月20日
鉄鋼、非鉄金属製造業最低賃金	954円	935円	19円	
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、輸送用機械器具製造業最低賃金	970円	951円	19円	
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	939円	920円	19円	

()改正されて効力が発生するまでは、金額の高い静岡県最低賃金(時間額913円)が適用されます。